

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(住宅政策本部民間住宅部不動産産業課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………二
- ………(同)……………二
- 生活保護法による介護機関の指定……………三
- ………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………三
- 令和四年東京都公安委員会告示第九十二号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三十条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等)の一部改正……………五
- 令和四年東京都公安委員会告示第九十三号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四十条第四項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の一部改正……………五
- 令和四年東京都公安委員会告示第九十四号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第

五条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の一部改正……………五

公 告

- 当せん金付証券の発売委託……………六
- ………(財務局主計部公債課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………八
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八
- 当せん金付証券の発売委託(九件)……………一〇
- ………(全国自治宝くじ事務協議会)……………一〇

雑 報

告 示

●東京都告示第六百二十六号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和四年十二月二十七日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第六百二十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十七日
東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社日本クオリティーエステート

(二) 代表者氏名 代表取締役 細野 貴之

(三) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目一番五号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九四九九八号

(五) 免許年月日 平成三十年一月十八日

二 処分年月日 令和四年十二月二十日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間(令和五年一月四日から同月十日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第六百二十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第二百二十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

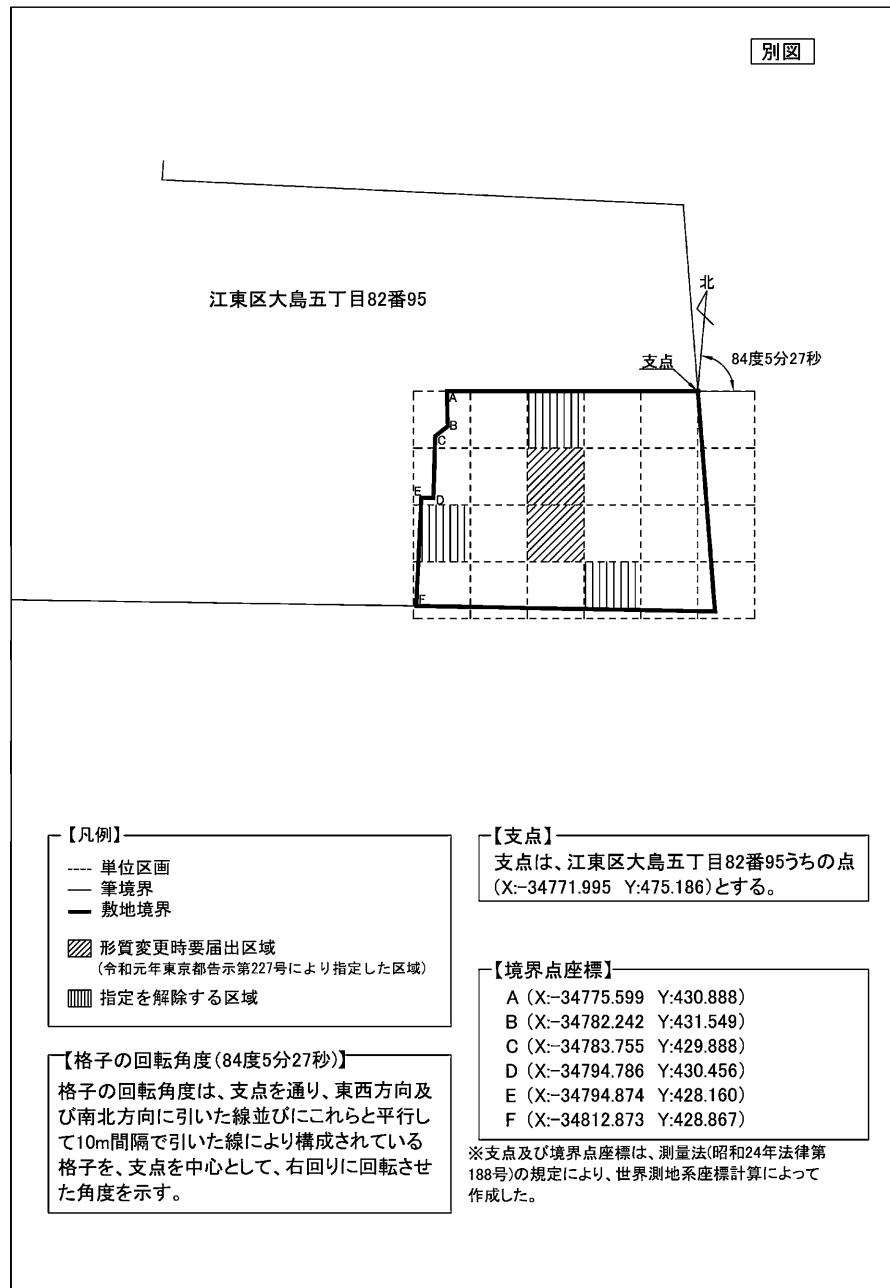
令和四年十二月二十七日
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区大島五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第六百二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第九百八十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

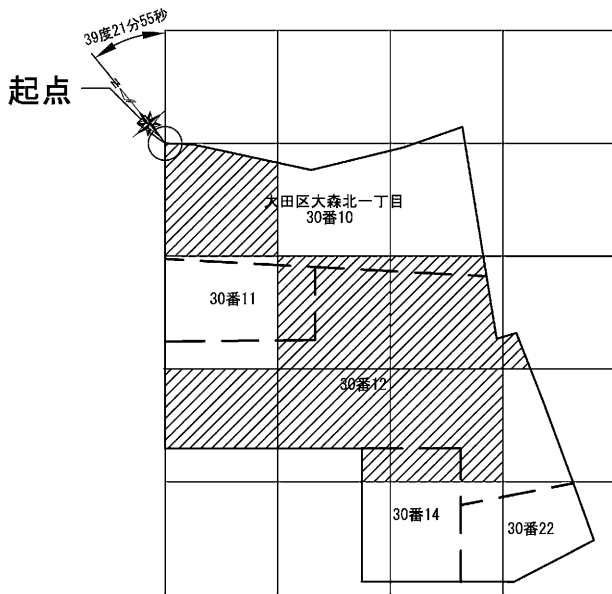
令和四年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区大森北一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 筆境界
- 敷地
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】
起点は、大田区大森北一丁目30番10の最北端とする。

【格子の回転角度（39度21分55秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340852632	株式会社医薬業システム	東京都江東区東陽2-4-26 飯田ビル1階	杏林堂薬局	東京都江東区東陽2-4-26 飯田ビル1階	居宅療養管理指導	令和4年8月1日
1340852632	株式会社医薬業システム	東京都江東区東陽2-4-26 飯田ビル1階	杏林堂薬局	東京都江東区東陽2-4-26 飯田ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1340956292	株式会社メディック	東京都大田区北千束1-45-8	ニコニコ薬局 中延店	東京都品川区中延3-7-7	居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1340956292	株式会社メディック	東京都大田区北千束1-45-8	ニコニコ薬局 中延店	東京都品川区中延3-7-7	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1341157627	株式会社フロンティア	神奈川県横須賀市久里浜1-3-18	フレンド薬局 池上店	東京都大田区池上6-4-6	居宅療養管理指導	令和4年10月1日
1341157627	株式会社フロンティア	神奈川県横須賀市久里浜1-3-18	フレンド薬局 池上店	東京都大田区池上6-4-6	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月1日
1340854703	株式会社医薬業システム	東京都江東区東陽2-4-26 飯田ビル1階	杏林堂薬局 木場店	東京都江東区木場6-13-12 コーポ千代乃1階	居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1340854703	株式会社医薬業システム	東京都江東区東陽2-4-26 飯田ビル1階	杏林堂薬局 木場店	東京都江東区木場6-13-12 コーポ千代乃1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1340253070	有限会社越前堀ドラッグストア	東京都中央区新川2-17-12 Eビル	越前堀薬局ブッシュ	東京都中央区新川2-22-6	居宅療養管理指導	令和4年8月8日
1340253070	有限会社越前堀ドラッグストア	東京都中央区新川2-17-12 Eビル	越前堀薬局ブッシュ	東京都中央区新川2-22-6	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1314720975	医療法人社団順洋会	東京都清瀬市元町1-8-30	医療法人社団順洋会 武蔵野総合クリニック	東京都清瀬市元町1-8-30	訪問看護	令和4年8月1日
1314720975	医療法人社団順洋会	東京都清瀬市元町1-8-30	医療法人社団順洋会 武蔵野総合クリニック	東京都清瀬市元町1-8-30	介護予防訪問看護	令和4年11月1日
1311027861	医療法人社団城南会	東京都目黒区鷹番3-16-9	医療法人社団城南会 西條クリニック鷹番	東京都目黒区鷹番3-16-9	居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1311027861	医療法人社団城南会	東京都目黒区鷹番3-16-9	医療法人社団城南会 西條クリニック鷹番	東京都目黒区鷹番3-16-9	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1310336917	東京都小笠原村	東京都小笠原村父島字清瀬	小笠原村診療所	東京都小笠原村父島字清瀬	介護予防通所リハビリテーション	令和4年8月1日
1310336917	東京都小笠原村	東京都小笠原村父島字清瀬	小笠原村診療所	東京都小笠原村父島字清瀬	訪問看護	令和4年11月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1310336917	東京都小笠原村	東京都小笠原村父島字清瀬	小笠原村診療所	東京都小笠原村父島字清瀬	介護予防訪問看護	令和4年11月1日
1310336917	東京都小笠原村	東京都小笠原村父島字清瀬	小笠原村診療所	東京都小笠原村父島字清瀬	訪問リハビリテーション	令和4年11月1日
1310336917	東京都小笠原村	東京都小笠原村父島字清瀬	小笠原村診療所	東京都小笠原村父島字清瀬	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年11月1日
1310336917	東京都小笠原村	東京都小笠原村父島字清瀬	小笠原村診療所	東京都小笠原村父島字清瀬	居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1310336917	東京都小笠原村	東京都小笠原村父島字清瀬	小笠原村診療所	東京都小笠原村父島字清瀬	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月1日
1310336917	東京都小笠原村	東京都小笠原村父島字清瀬	小笠原村診療所	東京都小笠原村父島字清瀬	通所リハビリテーション	令和4年11月1日
1340253575	青木 栞堂	東京都江戸川区船堀1-1-26-705	阪神薬局	東京都中央区新富1-19-5 三船ビル1階	居宅療養管理指導	令和4年8月1日
1340253575	青木 栞堂	東京都江戸川区船堀1-1-26-705	阪神薬局	東京都中央区新富1-19-5 三船ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月1日

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第390号

令和4年東京都公安委員会告示第92号 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等)の一部を次のように改正し、令和5年1月4日から施行する。

令和4年12月27日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

表中

道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項	第8条第1項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第10条第1項	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項	

道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項	第8条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)	第8条第1項	第8条第1項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第9条 (その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警	

を

に

警備業法 (昭和58年総理府令第1号) 第14条に規定する警備業務を除外する。)	第10条第1項	第16条第2項及び第3項
第17条第2項		

改める。

●東京都公安委員会告示第391号

令和4年東京都公安委員会告示第93号 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第4項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の一部を次のように改正し、令和5年1月4日から施行する。

令和4年12月27日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

別表第1中

道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項	第8条第1項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第10条第1項	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項	

を

に

道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項	第8条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)	第8条第1項	第8条第1項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第9条 (その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務 (警備業法施行規則 (昭和58年総理府令第1号) 第14条に規定する警備業務を除外する。)) を行うときの届出書の提出に限る。)	第10条第1項
	第16条第2項及び第3項	第17条第2項

改める。

●東京都公安委員会告示第392号

令和4年東京都公安委員会告示第94号 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第5条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の一部を次のように改正し、令和5年1月4日から施行する。

令和4年12月27日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

別表中

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第10条第1項 第16条第2項及び第3項 第17条第2項

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	第8条の5第1項 第8条第1項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第9条(その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務(警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第14条に規定する警備業務を除く。)を行うおとすときの届出書の提出に限る。)
	第10条第1項 第16条第2項及び第3項 第17条第2項

改める。

公 告

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和四年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百五十八回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚
- 三 証券金額 一枚百円
- 四 発売期間 令和五年四月一日から同月十八日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して八千三百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千四百六十六万三千九百九十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千八百三十四万円
- 九 受託申請期限 令和五年一月十六日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第二千五百五十九回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和五年四月一日から同年五月三

十日まで

- 五 当せん金の総額 発売総額に対して一億四千二百五十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千三十九万九千六百円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千五百四十五万円
- 九 受託申請期限 令和五年一月十六日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第二千五百六十回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 百万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和五年四月五日から同年五月一日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して九千五百万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千二十七万七千四百円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千三十万円
- 九 受託申請期限 令和五年一月十六日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第二千五百六十一回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億五千万円 二百五十万枚
- 三 証券金額 一枚百円

四	発売期間	令和五年四月十九日から同年五月九日まで	二	発売総額及び枚数	五億円 二百五十万枚	二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚
五	当せん金の総額	円 発売総額に対して一億二百四十万円	三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚二百円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	四	発売期間	令和五年六月三日から同月二十日まで	四	発売期間	令和五年六月二十一日から同年七月三日まで
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	円 発売総額に対して千八百三十三万七千四百四十円	五	当せん金の総額	円 発売総額に対して九千五百万円	五	当せん金の総額	円 発売総額に対して六千四百九十万円
八	その他発売経費	円 発売総額に対して二千二百九十二万五千円	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
九	受託申請期限	令和五年一月十六日	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	円 発売総額に対して三千四百七十六万五千九百四十円	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	円 発売総額に対して千九十九万八千七百九十円
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	八	その他発売経費	円 発売総額に対して四千三百五万円	八	その他発売経費	円 発売総額に対して千三百七十五万円
一	名称	第二千五百六十二回東京都宝くじ	九	受託申請期限	令和五年一月十六日	九	受託申請期限	令和五年一月十六日
二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。
三	証券金額	一枚百円	一	名称	第二千五百六十四回東京都宝くじ	一	名称	第二千五百六十六回東京都宝くじ
四	発売期間	令和五年五月三十一日から同年六月二十日まで	二	発売総額及び枚数	二億円 百万枚	二	発売総額及び枚数	一億五千万円 百五十万枚
五	当せん金の総額	円 発売総額に対して八千四百九十万円	三	証券金額	一枚二百円	三	証券金額	一枚百円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	四	発売期間	令和五年六月十四日から同年七月十一日まで	四	発売期間	令和五年六月二十一日から同年七月三日まで
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	円 発売総額に対して千四百六十八万五千九百九十円	五	当せん金の総額	円 発売総額に対して九千五百万円	五	当せん金の総額	円 発売総額に対して六千四百九十万円
八	その他発売経費	円 発売総額に対して千八百三十四万円	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
九	受託申請期限	令和五年一月十六日	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	円 発売総額に対して二千二十七万九千六百円	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	円 発売総額に対して千九十九万八千七百九十円
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	八	その他発売経費	円 発売総額に対して千三十万円	八	その他発売経費	円 発売総額に対して千三百七十五万円
一	名称	第二千五百六十三回東京都宝くじ	九	受託申請期限	令和五年一月十六日	九	受託申請期限	令和五年一月十六日
二	発売総額及び枚数	第二千五百六十五回東京都宝くじ	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十二月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

清瀬市中清戸五丁目百八十二番二及び同番十一（第二工区）
 国分寺市東戸倉一丁目十六番地四十一
 株式会社富晴
 代表取締役 富田 譲治

武蔵野市西久保一丁目三十九番五号
 株式会社ハウジングニチエ

代表取締役 塚田 正和

三鷹市中原三丁目二百二十四番一の一部（第一工区）
 西東京市東伏見三丁目六番十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

三鷹市中原三丁目二百二十四番一の一部（第二工区）
 西東京市東伏見三丁目六番十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一	店舗名	コーンズ・ハウス
二	店舗所在地	港区芝三丁目三番十号
三	設置者名	コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド
四	設置者住所	港区芝三丁目五番一号
五	変更前の店舗名	(仮称)コーンズ・ハウスⅡ
六	変更後の店舗名	コーンズ・ハウス
七	変更前の店舗所在地	港区芝三丁目四十六番三ほか
八	変更後の店舗所在地	港区芝三丁目三番十号
九	変更前の小売業者の氏名又は名称	コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド
十	変更後の小売業者の氏名又は名称	コーンズ・モータース株式会社
十一	変更日	令和四年十一月二十四日ほか
十二	届出日	令和四年十一月二十四日
十三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

十四 縦覧期間
 一号)

令和四年十二月二十七日から令和五年四月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	阿佐谷西一号館
二	店舗所在地	杉並区阿佐谷南三丁目五十八番一号
三	設置者名	株式会社ジェイアール東日本都市開発
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五	変更前の設置者の代表者名	出口 秀巳
六	変更後の設置者の代表者名	根本 英紀
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ニュー・クイックほか十名
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ニュー・クイックほか十五名
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ニュー・クイックほか二名
十	変更前の小売業者の住所	神奈川県藤沢市辻堂二丁目七番一号(株式会社ニュー・クイック)ほか
十一	変更後の小売業者の住所	中央区日本橋馬喰町一丁目十四番五号日本橋Kビル九階(ニュー・クイック株式会社)ほか
十二	変更前の小売業者	清水 富士雄(株式会社ニュー・

<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 クイック)ほか 池野 賢司(株式会社ニュー・クイック)ほか 令和四年六月二十四日ほか 令和四年十一月二十五日 令和四年十二月二十五日</p> <p>十四 変更日 令和四年六月二十四日ほか 令和四年十一月二十五日 令和四年十二月二十五日</p> <p>十五 届出日 令和四年十一月二十五日 令和四年十二月二十五日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 令和四年十二月二十七日から令和五年四月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 イラー)ほか 野瀬 浩徳(株式会社アサヒプロイラー)ほか 令和四年十一月十八日ほか 令和四年十二月八日</p> <p>十二 変更日 令和四年十一月十八日ほか 令和四年十二月八日</p> <p>十三 届出日 令和四年十二月八日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和四年十二月二十七日から令和五年四月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 ン) ステイブン・セア(ギャップジャパン株式会社) 秋山 玄(ギャップジャパン株式会社) 令和四年十二月一日ほか 令和四年十二月十五日</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 令和四年十二月一日ほか 令和四年十二月十五日</p> <p>十二 変更日 令和四年十二月一日ほか 令和四年十二月十五日</p> <p>十三 届出日 令和四年十二月十五日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和四年十二月二十七日から令和五年四月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 JR恵比寿駅ビル</p> <p>二 店舗所在地 渋谷区恵比寿南一丁目五番五号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社アトレほか八十四名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社アトレほか八十四名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サザビリーグほか二十名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区元代々木町四十九番十三号(株式会社サザビリーグ)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 渋谷区千駄ヶ谷二丁目十一番一号(株式会社サザビリーグ)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者 工藤 裕治(株式会社アサヒプロ</p>	<p>一 店舗名 FLAGS</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十七番一号</p> <p>三 設置者名 小田急電鉄株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか八名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか十名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 千代田区二番町四番地三(株式会社オッシュユマンズ・ジャパン)</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 渋谷区神南一丁目十一番五号(株式会社オッシュユマンズ・ジャパ</p>	<p>雑報</p>
---	--	---	---	--	-----------

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和四年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
 発売総額及び枚数
 第九百五十七回全国自治宝くじ
 十億円 五百万枚
 一枚二百円
 令和五年四月一日から同月十八日まで
 発売総額に対して四億七千五百万円
- 二 証券金額
- 三 発売期間
- 四 当せん金の総額
- 五 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
- 六 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億九百九十三万一千五百円
- 七 その他発売経費
 発売総額に対して五千二百二十万円
- 八 受託申請期限
 令和五年一月十六日
- 九 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
- 一〇 名称
 発売総額及び枚数
 第九百五十八回全国自治宝くじ
 十二億円 六百万枚
 一枚二百円
 令和五年四月一日から同月二十五日まで
 発売総額に対して五億七千万円
- 一一 証券金額
- 一二 発売期間
- 一三 当せん金の総額
- 一四 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
- 一五 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億二千六百六十万五千円
- 一六 その他発売経費
 発売総額に対して六千四百四十四万円
- 一七 受託申請期限
 令和五年一月十六日
- 一八 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
- 一九 名称
 発売総額及び枚数
 第九百五十九回全国自治宝くじ
 十億五千万円 三百五十万枚
 一枚三百円
 令和五年四月一日から同月二十五日まで
 発売総額に対して四億八千三百万円
- 二〇 証券金額
- 二一 発売期間
- 二二 当せん金の総額
- 二三 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務
 発売総額に対して八千七百七十一万七千八百円
 発売総額に対して七千九百五十九万円
 令和五年一月十六日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

- 一 名称
 発売総額及び枚数
 第九百六十回全国自治宝くじ
 四十億円 二千万枚
 (二十億円を一単位(一ユニット)として二単
 位(二ユニット)。)
 一枚二百円
 令和五年四月十二日から同年五月一日まで
 発売総額二十億円に対して九億五千九百九十万円
- 二 証券金額
- 三 発売期間
- 四 当せん金の総額
- 五 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
- 六 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額二十億円に対して一億三千九百六十万四
 千九百九十円
- 七 その他発売経費
 発売総額二十億円に対して一億五千八十万円
- 八 受託申請期限
 令和五年一月十六日
- 九 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
- 一〇 名称
 発売総額及び枚数
 第九百六十一回全国自治宝くじ
 十四億円 七百万枚
 一枚二百円
 令和五年四月十九日から同年五月九日まで
 発売総額に対して六億六千五百万円
- 一一 証券金額
- 一二 発売期間
- 一三 当せん金の総額
- 一四 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
- 一五 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億四千五百九十九万五千三百
 円
- 一六 その他発売経費
 発売総額に対して七千六百八十八万円
- 一七 受託申請期限
 令和五年一月十六日
- 一八 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。
- 一九 名称
 発売総額及び枚数
 第九百六十四回全国自治宝くじ
 十億円 千万枚
 一枚百円
- 二〇 証券金額

四 発売期間
令和五年五月十日から同年三十日まで

五 当せん金の総額
発売総額に対して四億二千九百七十万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して七千三百三十六万八千五百七
十円

八 その他発売経費
発売総額に対して九千二百八十万円

九 受託申請期限
令和五年一月十六日

十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

一 名称
第九百六十五回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
二十四億円 千二百万枚

三 証券金額
一枚二百円

四 発売期間
令和五年五月十日から同年六月二十七日まで

五 当せん金の総額
発売総額に対して十一億四千万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して二億四千三百二十五千二百
円

八 その他発売経費
発売総額に対して一億二千二百八十八万円

九 受託申請期限
令和五年一月十六日

十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

一 名称
第九百六十六回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
四十億円 二千万枚

三 証券金額
一枚二百円

四 発売期間
令和五年五月三十一日から同年九月五日まで

五 当せん金の総額
発売総額に対して十九億円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して四億五百三十五万円

八 その他発売経費
発売総額に対して二億四百八十万円

九 受託申請期限
令和五年一月十六日

十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

一 名称
第九百六十七回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
四億円 四百万枚

三 証券金額
一枚百円

四 発売期間
令和五年六月三日から同年二十七日まで

五 当せん金の総額
発売総額に対して一億九千二百万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して四千三百六十二万六千円

八 その他発売経費
発売総額に対して三千七百五十六万円

九 受託申請期限
令和五年一月十六日

十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

一 名称
第九百六十八回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
十八億円 九百万枚

三 証券金額
一枚二百円

四 発売期間
令和五年六月三日から同年七月三日まで

五 当せん金の総額
発売総額に対して八億五千五百万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して一億七千七百二十三万四千七
百五十円

八 その他発売経費
発売総額に対して九千二百十六万円

九 受託申請期限
令和五年一月十六日

十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

一 名称
第九百六十九回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
十五億円 三百万枚

三 証券金額
一枚五百円

四 発売期間
令和五年六月七日から同年七月三日まで

五 当せん金の総額
発売総額に対して六億九千万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して八千五百五十六万二千八百円

八 その他発売経費
発売総額に対して一億三千二百七十五万円

九 受託申請期限
令和五年一月十六日

十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

一 名称
第九百七十回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
四億円 四百万枚

三 証券金額
一枚百円

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和四年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
別表のとおり
- 二 発売総額及び口数
別表のとおり
- 三 証券金額
単価一口二百円
- 四 発売期間
別表のとおり
- 五 当せん金の総額
第六千八百八十九回から第六千三百八十四回までの各回ごとに発売総額に対して四千四百四十万円。
第六千三百八十五回から第六千四百四十五回までの各回ごとに発売総額に対して四千二百三十万円。
第六千四百四十六回は、四千七十五万円。
ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
第六千八百八十九回から第六千三百八十四回までの各回ごとに発売総額に対して六百二十万二千円。
第六千三百八十五回から第六千四百四十五回までの各回ごとに発売総額に対して六百三十三万九千円。
第六千四百四十六回は、五百四十五万二千円。
ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 八 その他発売経費
第六千八百八十九回から第六千三百八十四回までの各回ごとに発売総額に対して八百二十九万三千円。
第六千三百八十五回から第六千四百四十五回までの各回ごとに発売総額に対して八百四十七万八千円。
第六千四百四十六回は、八百十四万八千円。
ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 九 受託申請期限
令和五年一月十六日
- 十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第 6189 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	第6189回～第6384回の各回ごと	令和5年4月11日から	各回の発売期間の最終日	令和5年4月15日
第 6190 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	92,000,000円	令和5年4月14日まで		令和5年4月18日
第 6191 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	460,000口	令和5年4月17日から		令和5年4月19日
第 6192 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	第6385回～第6445回の各回ごと	令和5年4月18日まで		令和5年4月20日
第 6193 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	94,000,000円	令和5年4月19日から		令和5年4月21日
第 6194 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	470,000口	令和5年4月20日まで		令和5年4月22日
第 6195 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年4月21日から		令和5年4月25日
第 6196 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年4月22日まで		令和5年4月26日
第 6197 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	第6446回	令和5年4月24日まで		令和5年4月27日
第 6198 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年4月25日から		令和5年4月28日
第 6199 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年4月26日まで		令和5年4月29日
第 6200 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	第6447回～第6448回の各回ごと	令和5年4月27日から		令和5年4月29日
第 6201 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年4月28日まで		令和5年4月29日
第 6202 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年4月29日から		令和5年5月2日
第 6203 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年4月30日まで		令和5年5月3日
第 6204 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年5月1日から		令和5年5月3日
第 6205 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年5月2日まで		令和5年5月4日
第 6206 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年5月3日から		令和5年5月6日
第 6207 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年5月4日まで		令和5年5月9日
第 6208 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年5月5日から		令和5年5月10日
第 6209 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年5月6日まで		令和5年5月11日
第 6210 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年5月7日から		令和5年5月12日
第 6211 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年5月8日まで		令和5年5月13日
第 6212 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年5月9日から		令和5年5月16日
第 6213 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年5月10日まで		令和5年5月17日
第 6214 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	450,000口	令和5年5月11日から		令和5年5月18日
第 6215 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3	90,000,000円	令和5年5月12日まで		令和5年5月19日

(ナンバーズ3)

